

7 東京工業大学学部学則第 17 条及び東京工業大学大学院学則第 21 条の規定に
基づく休学等に関する申合せ

平成16年4月1日
学 長 裁 定

改正 平23. 3 .31, 平25. 1.11

1 休学の事由について

東京工業大学学部学則（平成 23 年学則第 3 号。以下「学部学則」という。）第 17 条及び東京工業大学大学院学則（平成 23 年学則第 4 号。以下「大学院学則」という。）第 21 条の規定に基づき休学を許可するに当たっては、次の事由のいずれかに該当する場合に限るものとする。ただし、次の事由に該当する場合であっても卒業又は修了の見込みがない者については、原則として休学を許可しない。

- （1）傷病によるもの（医師の診断書を必要とする。）。
- （2）家庭の事情、特に本人の父母等が死亡したため家業を一時継ぐ必要のあるもの（事情を証明する書類を必要とする。）。
- （3）入学後、経済上の変化により学資の調達を図る必要のあるもの（事情を証明する書類を必要とする。）。
- （4）東京工業大学（以下「本学」という。）で認める海外渡航によるもの（渡航計画等の書類を必要とする。）。
- （5）留学生が、出身国における兵役に就く必要のあるもの。（事情を証明する書類を必要とする。）
- （6）その他、修学指導上本学が特に認めたもの（理由書等及び指導教員又は助言教員の意見書等の書類を必要とする。）。

2 休学期間中に外国の大学で修得した単位の認定について

前項（4）により休学した者が、当該休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位の認定の手続等は、留学の場合の取扱いに準ずるものとする。なお、単位の認定を希望する者は、休学期間中に履修する授業科目を記載した学修計画書を添えて休学を願い出なければならない。

3 大学の命ずる休学について

学生の行方不明について届出があったときは、学部学則第 17 条第 4 項及び大学院学則第 21 条第 4 項の規定にかかわらず、届出のあった日から 1 年を経過した日が属する学期の末日まで、当該学生に休学を命ずる。ただし、休学期間中に当該学生が発見されたときは、届出をすれば復学することができるものとする。なお、休学期間が満了してもなお当該学生が発見されないときの取扱いは、学部学則第 45 条第 5 号及び大学院学則第 52 条第 5 号の定めるところによる。

4 休学の期間について

休学の許可に当たっては、休学期間の終期を学期の末日までとする。ただし、休学期間中でも休学

の事由が消滅したときは、届出（傷病による休学から復学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。）をすれば復学することができるものとする。なお、第1項（5）の事由に該当する場合の休学期間は、学部学則第17条第4項及び大学院学則第21条第4項の規定にかかわらず、2年6月以内とする。また、行方不明の学生及び第1項（5）の事由により休学する学生の休学期間は、学部学則第17条第4項ただし書及び大学院学則第21条第4項ただし書の規定にかかわらず、休学期間に通算しない。

5 休学を許可されている期間中の復学の取扱について

休学を許可されている期間中に復学をした者で、休学前に学習申告を終了している者及び復学後、東京工業大学学部学習規程（平成16年規程第10号）第8条第4項及び東京工業大学大学院学習規程（平成16年規程第12号）第4条第3項により授業科目の追加申告を許可された者については、各授業担当教員の判断により試験の受験等を許されることがある。

6 長期欠席について

傷病等の事由により、2週間以上2月未満の範囲で授業を欠席するときは、あらかじめ学長に長期欠席届を提出するものとする。

附則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成23.3.31）

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成25.1.11）

1 この申合せは、平成25年1月11日から施行する。

2 この申合せ施行の際、現に在学する学生であって、この申合せの施行の日前において、改正後の東京工業大学学部学則第17条及び東京工業大学大学院学則第21条の規定に基づく休学等に関する申合せ第1項（5）の事由に該当し、休学を許可された学生の当該休学期間は、この申合せにより許可された休学期間とみなす。